

事務連絡
令和2年4月17日

関係事業所長 殿

福祉部福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害福祉サービス等
における臨時的な取扱いについて（追加通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から障害福祉サービス等に係るサービス提供の取扱い及び報酬算定の取扱いについて、下記のとおり現時点における本市の取扱いをまとめましたので、お知らせいたします。

また、いずれの事業においても必ず「9 注意事項」をご確認ください。

なお、社会福祉事業は、事業を継続することが基本となっておりますが、既存の通知を踏まえ、以下の状況を例示します。

- (Ⅰ) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- (Ⅱ) サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、当該サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市が判断する場合
- (Ⅲ) 利用者が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、利用者が事業所を欠席する場合に、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援提供を行ったと市が認める場合

記

1 生活介護

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれの場合においても、サービス事業所の職員が利用者の居宅等への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合とは、欠席時対応加算の算定要件（利用者又その家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合）に加え、利用者の在宅時の健康管理に係る指導や日常生活を支えるために必要不可欠な支援（創作的活動又は生産活動の機会の提供等）を行った場合とする。

なお、電話等にて利用者の状況を確認する頻度は、居宅等において支援提供を行う開始時間及び終了時間並びに適時実施するものとし、併せて緊急時に対応できるようにすること。

また、利用者の障がい特性や同居家族等の状況により必要な支援の内容が異なるため、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めるとともに、必要に応じて利用者の居宅等の環境整備に努めるものとし、実施理由及び当該支援内容を記録するものとする。

2 就労移行支援、就労継続支援A型・B型

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれの場合においても、居宅等でのサービス提供を行う場合には、個別支援計画に支援内容、生産活動、訓練等の内容を記載するとともに、必要に応じて利用者の居宅等の環境整備に努めるものとし、実施理由及び当該支援内容を記録するものとする。

なお、電話等にて利用者の状況を確認する頻度は、居宅等において支援提供を行う開始時間及び終了時間並びに適時実施するものとし、併せて緊急時に対応できるようにすること。

また、（Ⅲ）の場合においては、事前に個別支援計画を市に提出することとし、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めること。

具体的な取り扱いについては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）（令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」の「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を踏まえることとし、5の（3）①アの取扱い中「常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること」については「当該利用者が通所時に行っている作業活動、訓練等のメニューに準じた支援が行われるように努めること」と読み替え、①のイ～エを必須の要件として取扱い、①のオの取扱い中「訪問又は在宅利用者による通所」については、「メール等」と読み替え、①のカ及びキについては、必須の要件としないものとする。

3 就労定着支援

利用者の同意を得た上で、電話連絡その他の方法によって支援しても差し支えないものとする。

4 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（以下『「第4報」という。』）令和2年4月9日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡」を鑑み次のとおりとする。

- (1) 「第4報」問7において、当該取扱いを行う利用者については、本市に連絡すること。
- (2) 「第4報」問8において、「市町村が認める者」の取扱いについて、「当該利用者の障がい特性等を踏まえ、適切に支援を提供できると事業所が判断する者」とし、その場合、事前に利用者、家族等に説明し、同意を得るとともに、本市に連絡すること。

5 移動支援事業

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支

援推進室事務連絡)を踏まえ、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合について、以下のいずれも踏まえた場合には、移動支援を実施したものと取り扱うことを可能とする。

- (1) 他障害福祉サービスにて代替することが困難であること。
- (2) 時間短縮・自粛した場合には、請求書提出時に次の内容が分かるよう任意の資料の提出又は記録表への記載を行うこと。
 - ア 対象者の氏名
 - イ 本来の目的地・本来の支援時間
 - ウ 支援した内容
 - エ 他サービスの代替ができない理由（移動支援が必要な理由）

6 地域活動支援センター事業

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれの場合においても、サービス事業所の職員が利用者の居宅等への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合とは、欠席時対応加算の算定要件（利用者又その家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合）に加え、利用者の在宅時の健康管理に係る指導や日常生活を支えるために必要不可欠な支援（創作的活動又は生産活動の機会の提供等）を行った場合とする。

なお、電話等にて利用者の状況を確認する頻度は、居宅等において支援提供を行う開始時間及び終了時間並びに適時実施するものとし、併せて緊急時に対応できるようにすること。

また、利用者の障がい特性や同居家族等の状況により必要な支援の内容が異なるため、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めるとともに、必要に応じて利用者の居宅等の環境整備に努めるものとする。実施理由及び当該支援内容を記録するものとし、各月の事業費請求時において以下が分かるように提出するものとする。

- (1) 他障害福祉サービスにて代替することが困難であること。
- (2) 時間短縮・自粛した場合には、請求書提出時に次の内容が分かるよう任意の資料の提出又は記録表への記載を行うこと。
 - ア 対象者の氏名
 - イ 本来の支援時間及び実際の提供時間
 - ウ 支援内容を記録したものの写し
 - エ 他サービスの代替ができない理由

7 日中一時支援事業

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）のどちらかの場合において算定できるものとし、サービス事業所の職員が利用者の居宅等への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合とは、欠席時対応加算の算定要件（利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用

者の状況、相談援助の内容等を記録した場合)に加え、利用者の在宅時の健康管理に係る指導や日常生活を支えるために必要不可欠な支援(日中における余暇を過ごすための創作的活動の提供等)を行った場合とする。なお、電話等にて利用者の状況を確認する頻度は、居宅等において支援提供を行う開始時間及び終了時間並びに適時実施するものとし、併せて緊急時に対応できるようにすること。

また、利用者の障がい特性や同居家族等の状況により必要な支援の内容が異なるため、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めるとともに、必要に応じて利用者の居宅等の環境整備に努めるものとし、実施理由及び当該支援内容を記録するものとし、各月の事業費請求時において以下が分かるように提出するものとする。

(1) 時間短縮・自粛した場合には、請求書提出時に次の内容が分かるよう任意の資料の提出又は記録表への記載を行うこと。

ア 対象者の氏名

イ 本来の支援時間及び実際の提供時間

ウ 支援内容を記録したものの写し

(2) 原則として、報酬の算定は、4,000円とする。

8 相談支援事業

サービス利用計画の実施(モニタリング含む)について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話やメール等の照会により行って差し支えないものとする。

なお、計画確認のための利用者の署名は、必ずしも必要ないものとする。

9 注意事項

(1) 利用者負担について

利用者負担が生じる場合には、サービスを提供する前に必ず利用者又は保護者の同意を得ることとし、口頭で同意を得た場合には、記録すること。

(2) 同日におけるサービスの提供について

上記(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれの場合においても、同一日における報酬算定は、一つの事業所とし、その調整は、事業所間において協議すること。

なお、詳細は、「第4報」問11を参照すること。

(3) 加算について

人員配置体制加算や福祉専門職員配置等加算等については、「第4報」問6に示されているとおりだが、サービス提供に伴う加算(食事提供体制加算や送迎加算)、二重算定(本通知による算定と欠席時対応加算)等については、注意すること。

10 事業所職員・利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

※事業所職員・利用者のご家族に感染者が生じた場合も含む

(1) 瀬戸保健所に連絡し、その内容に応じて対応をお願いするものとする。

瀬戸保健所 環境・食品安全課 環境指導グループ

電話：0561-82-2197 FAX：0561-82-9188

(2) 本市にも連絡するようお願いするものとする。

障害福祉サービス・地域生活支援事業

福祉課障がい福祉係

電話 0561-56-0614 FAX 0561-63-2940 メール:fukushi@nagakute.aichi.jp

1.1 その他

これらの取扱いは、現時点における本市の取扱いをまとめたものですので、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の推移や国等からの通知内容の変更等があれば、その都度、変更の可能性がありますので、ご留意下さい。

(問合先 福祉部福祉課障がい福祉係 担当長谷川、宮下 0561-56-0614)